

令和3年度埼玉県主任相談支援専門員研修実施要領

1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人材の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して研修を実施します。

3 研修内容

(1) 日程及び会場 ※ 講義・演習（受講者全員が受講必須）

1日目 令和3年 9月 3日（金） さいたま市産業文化センター3階会議室

2日目 令和3年 9月16日（木） さいたま市産業文化センター3階会議室

3日目 令和3年 9月17日（金） さいたま市産業文化センター3階会議室

4日目 令和3年 9月28日（火） さいたま市産業文化センター3階会議室

5日目 令和3年 9月29日（水） さいたま市産業文化センター3階会議室

※新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。変更となった場合、変更内容については受講決定の際に改めてお知らせします。

(2) 研修プログラム

別紙1「令和3年度埼玉県主任相談支援専門員研修プログラム」のとおり

4 受講対象者

5日間全日程を受講する者で次のア及びイの要件をいずれも満たす者であって、ウ及びエについて可能な者

ア	埼玉県県内の事業所に所属し、相談支援従事者現任研修を修了した後障害者総合支援法における相談支援または、児童福祉法における障害児相談支援の業務に3年（36ヶ月）以上従事した者。
イ	申込時点において、基幹相談支援センターに配属されているか、指定特定相談支援事業所あるいは指定障害児相談支援事業所で勤務していること。
ウ	主任相談支援専門員研修修了後は、地域における中核的な役割を踏まえ所属する相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対して、資質の向上のための取組を実施すること。
エ	主任相談支援専門員研修修了後は、埼玉県主任相談支援専門員研修及び埼玉県相談従事者研修の企画立案もしくは講師として活動していくこと。

5 受講定員（予定） 36名

6 応募方法

(1)電子申請と(2)申込書類送付の両方の申請が必要です。どちらか一方では受理できません。

下記手順にて申請ください。

(1) 電子申請 下記 URL より電子申請を行ってください。

<https://ws.formzu.net/fgen/S5704384/>

* 書類は、入力された所属先事業所住所宛に発送しますので、正しく入力してください。

(2) 申込書類送付

下記1から7の申込書類すべてを角型2号封筒（24 cm×33.2 cm）で下記提出先へ郵送してください。

1. 申込みチェックリスト	全てを確認後、レ点を記入してください。 (一人につき1枚作成)
2. 埼玉県主任相談支援専門員 研修申込書(様式1)	
3. 誓約書(様式2)	現在所属する事業所から証明を受けてください。
4. 受講推薦書(様式3)	現在所属する事業所から推薦を受けてください。 確認事項にレ点を記入してください。
5. 修了証明申請書 (様式4)	修了者名簿及び修了証書に記載しますので、誤りのないように記入してください。 自筆のサインが必要です。
6. 相談支援従事者現任研修修了証書の写し	
7. 140円切手 ※専用の台紙に貼付けしたもの ※2名以上申し込む場合は、台紙は一人につき1枚ずつ必要です。	切手を貼る専用用紙はプログレ総合研究所ホームページよりダウンロードして使用ください。 受講可否の送付は、受講者ごとにプログレ総合研究所の専用封筒(緑色)にて送付します。 送付先は電子申請で入力された送付先とします。

※受講決定にあたり、事務局から各市町村への問い合わせをさせて頂く場合があります

提出先 〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

* 「**埼玉県主任相談支援専門員研修申込書類在中**」と朱書きしてください。

(3) 申込期限

令和3年8月6日(金) 当日消印有効

7 受講費用

10,000円（5日分資料代）＋振込手数料

※研修会場までの交通費、昼食代及び実習課題の作成・提出・配布等にかかる費用（コピー代や郵送料等）は受講者の自己負担とします。

8 修了証書の交付等（5日間が全日程）

（1）5日間全日程の研修修了者については、埼玉県から修了証書を交付します。

※修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください

（2）5日間全日程の研修修了者については、埼玉県が名簿を作成し、これを管理します。

9 事前課題提出

受講決定後、事前課題の提出についてお知らせします。事前課題の提出がない場合は、受講を認めないものとします。

10 研修受講にあたって


30分以上の遅刻をした場合（公共交通機関の遅延で証明書がある場合を除く。）は、受講を認めません。

研修中に、進行の妨げになる発言・行動、又は研修に参加する意欲がないと認められた場合（居眠り・携帯電話等の私的使用・演習中のグループ討議等における受講態度。終始無言等）は、退場していただくことがあります。また、所属等を詐称した場合、研修期間中に欠席された場合など、その後の研修受講をお断りさせていただくことがあります。

これらの場合、修了証書は発行いたしません。

なお、当日の天候状況等により研修を延期させていただく場合があります。

その際は、有限会社プログレ総合研究所のホームページに掲載しますのでご確認ください。



埼玉県 令和3年度
(2021年度)
障害福祉従事者等研修

サビ管 相談支援
虐待防止・権利擁護研修等

研修の詳細はこちらから

11 問合せ先

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当

住所：〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

電話：048-640-4401

受付時間：平日9時00分～18時00分

附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。